

（後期高齢者医療制度） 長寿医療制度の

お知らせ

1月から

次の2点を見直し、
被保険者の医療費負担を軽減します

見直し点
1

75歳になる月の
自己負担限度額を
調整します

75歳になると長寿医療制度に移行しますが、月の途中で75歳になり、その月に高額な医療費がかかった場合は、75歳になる前に加入していた健康保険制度と長寿医療制度のそれぞれで自己負担限度額まで支払っていました。1月からは、誕生月の限度額が半額ずつに調整されます。対象となる人には、個別にお知らせします。

なお、平成20年4月以降に、月の途中で75歳になった人も対象となります。

被用者保険の人も同様に半額ずつになります。自己負担限度額が下図の金額と異なる場合など、詳細は加入先にお問い合わせください。



所得区分が「一般」の場合	医療費の自己負担限度額		
	1月	2月	3月
国民健康保険に加入（74歳まで）	44,400円	22,200円 月の途中で75歳になり移行	—
長寿医療制度に加入（75歳から）	—	22,200円	44,400円
自己負担限度額の合計	44,400円	44,400円	44,400円

例えば
今年2月に75歳になる梅子さんは、健康保険の加入先が国民健康保険から長寿医療制度に変わります。制度改正後の医療費の自己負担限度額は、それぞれ2万2千200円になります。



長寿医療保険料を「口座振替」での納入に変更できます

これまで長寿医療保険料を「年金差し引き」で納めている人、またはこれから納めることになる人は、**保険年金課の窓口で直接手続き**をすると、「口座振替」での納入に変更することができます。ただし、長寿医療保険料に未納がない人が対象になります。

1月末までに手続きをすると、4月に支給される年金からの差し引きが中止となり、その後「口座振替」での納入となります。なお、保険料は6月分から引き落としになります。

その後も随時受け付けしますが、手続きの時期により、口座振替になる月が変わります。

用意する物 本人の保険証、振替口座の預金通帳と届出印

見直し点
2

次の要件すべてに当てはまる人は、医療機関での窓口負担の割合が3割から1割に変更になります。

要件

- ① 同じ世帯内に、長寿医療制度の被保険者が一人である。
- ② 同じ世帯内に、70歳から74歳の人が住んでいる。
- ③ ①と②の人の収入の合計額が520万円以下である。

収入とは、前年（平成19年）の所得税法上の収入金額（退職所得にかかると収入金額を除く）で、公的年金等控除や給与所得控除などの必要経費や所得控除を差し引く前の額です。対象となる人には、個別にお知らせします。

《詳細》 保険年金課 ☎252433